

令和7年（2025年）第2回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程 第2号

日時 令和7年（2025年）6月17日（火曜日） 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

日程 1 一般質問

3番 金子 孝伸 議員

8番 狩野 正雄 議員

1番 佐々木 康人 議員

5番 山口 優子 議員

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（10人）

1番 佐々木康人議員 2番 黒井 敦志議員 3番 金子 孝伸議員

4番 青砥 敏一議員 5番 山口 優子議員 6番 欠番

7番 川染 洋議員 8番 狩野 正雄議員 9番 安藤 幹夫議員

10番 清水 浩徳議員 11番 上嶋 和志議員

4 欠席議員（なし）

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 喜 井 知 己

教育委員会教育長 渡 辺 雅 人

代表監査委員 野 村 英 雄

農業委員会会長 菊 池 輝 夫

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長 松 本 新 吾

総務課長兼会計管理者	武者 正 人
総務課財政担当課長	高 瀬 俊 一
総務課主幹（消防署長）	桑 折 琢 也
企 画 課 長	草 野 礼 行
町 民 課 長	大 上 朋 亮
子育て支援課長	米 澤 裕 恵
農業振興課長	城 石 賢 一
保健福祉課長	渡 辺 弘 樹
保健福祉課主幹	佐 藤 裕 之
商工観光課長	大 西 亮 一
建設水道課長	高 橋 龍 也
ジオパーク推進課長	萩 生 田 訓 考
瓜 幕 支 所 長	高 井 宏 行
国民健康保険病院事務長	袈 岩 由 美 子
総務課財政係長	鎌 田 弾

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学 校 教 育 課 長	宇 井 直 樹
社 会 教 育 課 長	平 山 宏 照
社 会 教 育 主 幹	早 川 昌 映

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事 務 局 長	津 川 修
---------	-------

9 議会事務局職員出席者

事 務 局 長	東 原 孝 博
書 記	川 瀬 直 美

令和7年（2025年）6月17日（火曜日）午前10時00分 開議

○議長（上嶋和志）

これから本日の会議を開きます。

ここで御報告いたします。

最上佐緒里総務課総務係長から本日の会議を欠席する旨の届出がありました。

以上で報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程1

一般質問

○議長（上嶋和志）

日程1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

3番、金子孝伸議員。

○3番（金子孝伸）

議長の許可を得ましたので、質問通告書に従いまして、私から質問、今回は二つの質問をさせていただきたいと思います。

まずは、部活動の地域移行による持続可能な地域スポーツコミュニティの構築についてということで質問させていただきます。

要旨、学校における部活動は、子どもたちの心身の健全育成と人格形成において重要な役割を担ってきました。

しかし、昨今の様々な環境変化に伴い、国は部活動の地域移行を推進しており、本町の教育大綱において、この方針が明確に示されています。

地域移行は単に部活動を学校から地域に移すのではなく、子どもたちと地域の大人や高齢者が一緒にスポーツや文化活動を楽しみ、互いに教え合う「世代間交流型スポーツ・文化コミュニティ」の構築が大きな意義であると思います。

部活動の地域移行は、単なる教育制度の変更ではなく、スポーツによる重要な地域づくりの機会です。

この機会を最大限に生かし、世代を超えて支え合う持続可能な地域コミュニティの構築に向けた町の積極的な取り組みを期待するところです。

そこで以下の点について渡辺教育長に質問いたします。

1、以前、専任担当を配置し推進していたかと記憶しております。その後の進捗も含め

た現状は。

2、部活動の地域移行を通じて、どのような地域コミュニティの将来像を描いているのか。

3、具体的な移行計画とスケジュールはどうなっているのか。

続いて2問目の質問になります。

表題は、行政事務の効率化・高度化に向けたA I等の活用について。

要旨、「第7期鹿追町総合計画」及び「令和7年度（2025年度）町政執行方針」において示されているように、D X（デジタルによる、より良い生活環境への変革）やI C T（デジタル通信技術）による住民サービスの利便性向上と庁内業務の効率化を重要な施策として推進されています。

一方で、急速な人手不足が現実問題として直面している今、当町の行政運営にも影響が出つつあるのではないかと危惧しております。

本来、行政の役割は住民との接点を大切に、顔と顔を突き合わせて住民の声を聴き、それをどうしたら実現できるのかを考え応えることにあると思います。しかしながら、法的根拠に基づく算出業務や、特に福祉に関する複雑な業務については、対応できる職員の育成や人材確保を考えても厳しい状況にあると認識しております。

そこで、解決策の一つとして考えられるのが生成A Iの活用です。D X推進の中で挙げられているR P A（デジタル技術を活用した業務の自動化）も有効な解決策の一つですが、生成A Iの進歩は凄まじい勢いで進化・成長しており、行政分野での活用可能性も急速に広がっています。

そこで、喜井町長に以下について質問いたします。

行政事務における課題、特に正確性が極めて重要となる業務や法的根拠に基づく算出業務等に対し、D XやI C T、生成A Iといった先進技術の活用をどのように進め、住民サービスの精度向上、業務課題の解決、そして業務効率化を図っていくお考えか。

○議長（上嶋和志）

答弁を求めます。渡辺雅人教育長。

○教育長（渡辺雅人）

金子議員からは「部活動の地域移行による持続可能な地域スポーツコミュニティの構築について」と題しまして、3点御質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

学校部活動は、これまで学校教育の一環として、教員が指導を担うことで活動の運営がなされ、子どもたちの体力や技術の向上、異年齢との交流、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、子どもたちの自主的で多様な学びの場として教育的意義を有してきました。

しかし、全国的に子どもの数が急激に減少する中、学校規模の縮小、指導する教員不足などにより、従前と同様の体制での運営は難しくなっており、将来にわたって子どもたちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実していくことを目的に、国の方針に基づき、令和5年度（2023年度）から7年度（2025年度）までの3年間を「改革推進期間」として、この部活動改革が全国の地方公共団体において取り組みが進められているところであります。

しかしながら、地域の実情による受け皿の整備、指導者の確保、予算確保、利用施設の確保など様々な問題もあるところであり、部活動指導員の配置や複数の市町村による広域連携の取り組みなども同時に進められているところであります。

「部活動の地域移行」は、単なる教育制度の改編ではなく、子どもたちの多様な学びと体験の機会を保障し、地域社会全体でスポーツ・文化芸術活動を支える持続可能な体制の構築を目的とするものであり、昨年度、国において「地域移行」から「地域展開」として再定義がなされ、学校と地域が二項対立する概念ではなく、学校の資源を地域に開き、子どもたちが地域の多様な世代とつながりながらスポーツや文化活動を楽しむものとして、単なる部活動の「代替」ではなく、子どもから大人までが交流し、地域の新たな価値を創造する重要な機会であると捉えているところであります。

さて、1点目の「進捗を含めた現状」についてお答えします。

令和5年度（2023年度）より教育委員会社会教育課に地域おこし協力隊を、主に「部活動地域移行担当」として配置し、学校や地域スポーツ団体からヒアリングと意見交換、近隣町の担当者との意見交換などを行い、活動内容や指導者確保、場所・時間などの課題の把握に努めておりましたが、この隊員においては、自己都合により令和6年（2024年）4月末に退職をされております。

また、令和5年度（2023年度）には民間での活動ではありますが、地域のサッカークラブ「SHIKAOI FC」が設立され、小中学校のサッカーの活動が学校から地域へ移行がなされており、さらに近隣町の広域連携の取り組みとして、バスケットボールにおける鹿追中学校を拠点校とする取り組みや、野球やバレーボールにおける合同部活動なども展

開がなされているところであります。

令和6年度（2024年度）には、地域団体と学校部活動の関わりを支援するとともに、スポーツ振興係職員が野球少年団等の活動に指導支援を行うなどの取り組みを実施し、7年度（2025年度）には国の補助金を活用し、新たな部活動支援員を採用し中学校の吹奏楽部の指導支援を行っているところであります。

さらには、令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）まで北海道市町村振興協会の助成金を活用し「地域スポーツ活動支援事業」として各種競技における講師を招聘し児童生徒、指導者、保護者を対象とし講習会等の開催も行っているところであります。

このほか、地域スポーツ団体が高校部活動の指導に支援に入るなど、地域と学校との連携のもと、地域全体で生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しみ、指導を受ける機会の確保と充実に取り組んでいるところであります。

また、従前あった人材バンク制度をより実効性のあるものとすべく、個人中心であった登録内容を団体等にも拡大し、現在学校のニーズ調査も行いながら、再構築に取り組んでいるところであります。

2点目の「部活動の地域移行を通じた、地域コミュニティの将来像」についてお答えします。

本町が目指す将来像は、「世代を超えて学び合い・支え合う持続可能なスポーツ・文化芸術コミュニティ」の形成であり、すなわち、子どもたちが競技・表現を楽しみながら、地域の大人や高齢者と自然に交流し、互いの知識や経験を生かし合う場の創出を目指していきたいと考えているところであります。

この取り組みは、地域に根差した「ウェルビーイング」（心身の健康・幸福感）の向上にも資するものであり、将来的には、部活動にとどまらず、生涯スポーツ・生涯学習の拠点としての地域クラブ活動の発展にも期待しているところであります。

現状で考えられる目指すべき将来の形といたしましては、学校部活動の受け皿として「総合型地域スポーツクラブ」が運営をなされるなどによって、多様なスポーツ活動が展開され、子どもから大人、高齢者までが各種競技に挑戦し、親しみながら参加・交流が促進されることにより地域社会の維持・活性化にもつながり、それらを町や町教委・学校が支援する形が理想の将来像であると考えているところです。

3点目の「具体的な移行計画とスケジュール」についてお答えします。

現在、具体的な移行計画のスケジュールについて確定しておりませんが、国においては、

令和5年度（2023年度）から7年度（2025年度）までの現在の「改革推進期間」に続く、次期改革期間（仮称：改革実行期間）を設定するとしており、前期3年間で令和8年度（2026年度）から10年度（2028年度）、後期の3年間で11年度（2029年度）から13年度（2031年度）の計6年間とし、部活動改革の取り組みをさらに推進することとしております。

これらに伴い、全国の部活動改革の取組状況の結果をまとめ、夏頃に公表することや地域クラブ活動の定義・要件など目安が提示される予定であり、冬頃には地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドラインが改訂される予定であると聞いております。

これら国や道からの情報に注視しながら、現在できるところから進めつつ、今後の進め方、スケジュールなどを具体的に検討していきたいと考えております。

今後も町民や関係団体の御理解と御協力を賜りながら、持続可能で魅力ある地域スポーツ・文化芸術環境の実現に向け、引き続き取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上嶋和志）

続けて答弁を求めます。喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

金子議員からは、「行政事務の効率化・高度化に向けたA I等の活用について」と題しまして、御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

近年、生成A Iをはじめとする先端的なデジタル技術が急速に進展し、行政においてもDXの推進が強く求められている中、行政事務の在り方そのものに大きな変革の可能性が生まれております。

こうした技術活用にあたって、国が一定の指針を定めており、デジタル庁において本年5月、「行政の進化と革新のための生成A Iの調達・利活用に係るガイドライン」これを策定し、行政分野における生成A Iの活用にあたって、安全性・正確性・透明性の確保とともに、職員がその仕組みを理解した上で活用することの重要性が示されたところであります。

また、人口減少と少子高齢化の進展に伴い、将来的な自治体職員数の減少や専門人材の確保が困難といった課題が顕在化しており、総務省が設置した「自治体戦略2040構想研究会」では、2040年（令和22年）頃を見据え、現在の半分の職員数でも担うべき機能が発揮される自治体を構築する必要性が提言されており、行政サービスの持続可能性を確保するため、業務の効率化・高度化を図るDXの推進が不可欠であると認識をしているところであります。

本町では、昨年度「鹿追町DX推進計画」を策定し、DXで目指す将来ビジョン「しかおいDXでウェルビーイングな社会」の実現を掲げ、その一つの柱として「行政DX」を推進しており、行政運営の効率化・デジタル化による行政コストの削減と業務生産性の向上に取り組んでいるところであります。

具体的には、令和元年（2019年）12月にRPAの実証検証、これを行っており、定型的な事務作業における自動化の効果を一定程度確認をしておりますが、技術は日進月歩で進化しており、当時と比べて導入手法や適用範囲が大きく広がっている状況にあります。

こうした変化を踏まえ、改めて「RPAとは何か」「どう活用できるのか」といった基本的な理解を深める職員研修を実施し、今後の活用に向けて検討を進めてまいります。

加えて、本年度、職員による自主研修グループにおいても「業務効率化プロジェクト事業」と題し、最新のAI技術やDXの活用による業務効率化の手法について研究を進めており、技術理解と現場適用の両面から検討が行われているところであります。

とくに、現在、生成AIと一口に言っても、その特性・機能・活用シーンは多岐にわたっており、単に利用するのではなく、「どのAIがどのような業務に適しているか」「どのように活用すれば業務効率化や正確性向上に寄与するか」といった観点で、職員自身が手法を研究・検討していく必要があると認識しております。

この研究成果は、今後予定している職員研修において、当該グループメンバーを講師役として他の職員と情報共有を行い、組織全体での知見の共有と活用を促進してまいります。

また、全職員を対象に無償で体験できる生成AIの試用機会、試しの機会を設けることで、技術を「知る」「試す」「考える」、こういった環境を提供し、国のガイドラインや他自治体の先行事例、これらを参考にしながら、導入に適した部署や業務の選定、セキュリティ・個人情報保護、職員の育成・リテラシー向上の取り組み、さらには外部人材の助言をいただきながら、活用を検討してまいりたいと考えております。

さらに、自治体における情報セキュリティ対策の一環として整備されている「LGWANとインターネット環境が分離された三層構造のシステム環境」において、生成AIをどのように安全かつ効果的に活用できるかは重要な課題であります。

活用目的に応じた環境の整理、データの連携方法、情報セキュリティの担保など、具体的な技術・運用課題について慎重に検討を進めてまいります。

また、忘れてはならないことは、生成AIやRPAなどの先端技術は、あくまでも人の判断や制度的理解のもとに活用されるべきものであり、職員一人一人がその仕組みや特性、

留意すべき倫理的・法的な観点を理解した上で、業務の改善や住民サービスの向上につなげていく、これが不可欠であると認識をしております。

少子高齢化による人口減少が進み、行政サービスに求められる役割は一層多様化・高度化しており、限られた職員数で複雑化する行政需要に応え、かつ質の高い住民サービスを継続的に提供していくことは、大きな課題であります。

中長期的にどのように行政サービスを持続的に提供していくかを見据え、先進技術の導入を通じて、「住民サービスの質の向上」「事務処理の迅速化・効率化」「限られた職員体制でも継続できる仕組みづくり」、これらを並行して進め、持続可能な行政サービスの基盤を構築してまいります。

これらの自治体運営においては、「人の力」と「技術の力」、これをうまく組み合わせ、変化する社会に柔軟に対応していくことが必要不可欠と考えております。

本町としましても、国の方針を踏まえつつ、住民皆様の安心と満足につながる行政サービスの提供を目指し、人材育成・業務改革・技術導入、これらを一体的に進めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上嶋和志）

再質問ありますか。金子孝伸議員。

○3番（金子孝伸）

御丁寧な答弁ありがとうございます。

部活動の地域移行について再質問させていただきます。

SHIKAOI FCの地域移行や吹奏楽部への支援配置など、様々な先進的な取り組みが進んでいることは理解できました。

しかし、1点懸念するところは、改革の推進役として配置されていた職員の方、地域おこし協力隊の方が、自己都合とはいえ退職されたという部分では、推進役がいなくなったという損失はすごくスピード感というものを求められる場合に、かなり懸念される要点ではないかと思っております。

後任の配置やそれにかわる新たな体制づくり等はどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（上嶋和志）

答弁、渡辺教育長。

○教育長（渡辺雅人）

はい、地域移行に関する新たな体制ということでございます。

先ほどからお話をさせていただいているとおり、地域おこし協力隊の方は残念ながら退職に至りましたが、その後も継続して活動というか、この取り組みについてのできるところからのものはやってきたということでやってきたつもりであります。

また今年度、役職定年を迎えた主査専門員も、学校教育と社会教育の兼任でありますけれども、特に社会教育の部門では、これらについて完全に代わりということではございませんけれども、そういったかたちで推進をしていこうと思っております。

また今後についても、そういった推進役の重要性については認識をしておりますので、しっかりと検討しながら改革について、部活動の移行について進めていきたいと思っておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

以上であります。

○議長（上嶋和志）

再質問。金子孝伸議員。

○3番（金子孝伸）

はい。私もその辺は、今年辞められて人材がいなくなったということをすぐに手当てするというのはなかなか難しいことだと思います。ですがこの件に関しては、やはり重要な点でありますので、今答弁にありましたように、今後、組織内の中での考え方を一致させて推進していただければと思います。

あともう一つ、質問があります。

将来像として世代を超えての学び合い、支え合う持続可能なスポーツ、文化芸術コミュニティの形成という形で、その受け皿としての総合型地域スポーツクラブの運営というビジョン、こちらのほうは本当にそうあるべき、そうなってほしいという期待です。

その設立に関して、やはり安定した財源というのが不可欠になるかと思うのですが、限られた財源の中で、今後安定した運営をしていくためにいろいろ課題というものは山積しているのかなと思っております。

あとは、保護者の費用の負担というのも、当然これは求めていくべきことかなと思っております。なかなかこの辺は厳しいことがあるかと思いますが、払える人には払ってもらおう。どうしても厳しい状況のある方には手を差し伸べるという、基本的な財政のあるべき姿、こちらを順当していただいて、計画を策定・推進をしていただきたいということがあ

りますし、何よりも、今言ったように経済的な活動理由で子供たちの活動機会の損失、それと子供たちの将来持っている可能性を潰すということは大人としてはあってはならない行為かと私は考えております。

当然、教育委員会の組織もそのことは重々承知の上、日々のお仕事をされているかと思うのですが、いま一度この辺を踏まえて、町としての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（上嶋和志）

答弁、渡辺教育長。

○教育長（渡辺雅人）

はい、将来的な考え方ということではありますが、部活動の地域展開で一番大切なのは、地域展開、地域移行することというのが目的ではなくて、あくまで子供たちが今議員おっしゃられたように、将来にわたって持続的にスポーツや芸術活動に携われるような環境をつくるということが第一の目的でありますので、その手段として地域移行も一つとしてあるというところで押さえておりますし、それらに向けて地域移行のみならず、いろんな形で地域全体でどうやって子供たちの多様な活動を支えていくかということについてはこれからもしっかりと検討していきたいと思っておりますし、地域に御指導していただくに当たっては今言ったような指導者の確保であったり、もちろん金銭的な問題等々もございますけれども、いろいろ多種多様の種目がございますので、それぞれいろんな事情がありますので、それらもしっかりと把握をしながら、よりよい鹿追の形に展開できるようにしていきたいと考えてございますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（上嶋和志）

再質問ありますか。

○3番（金子孝伸）

この件に関してはないです。

○議長（上嶋和志）

次に移ってください。金子議員。

○3番（金子孝伸）

まずもってありがとうございました。

次にA I の関係に関する再質問をさせていただきます。

先ほど全職員を対象に無料で体験できる生成ＡＩの試用機会、試用できる環境をつくってみんなに体験してもらうという答弁がございました。

技術への理解を深める上で大変有効であると思いますし、こちらのほうはぜひ早急に進めていただきたいなという期待でおります。

具体的にお伺いしたいのですが、この職員向けの試用機会は、今言ったようにいつ頃からどのようなツール、例えば比較できるようなＡＩのツールを用意されて、それを職員が体験をして、これはこういう業務には対応できるな、できないなというような経験を積むという形なのか、それともどこかのプロジェクトで決めたツールを体験させて評価、調査するということなのか、その点お伺いしたいと思います。

○議長（上嶋和志）

答弁、武者総務課長。

○総務課長（武者正人）

はい。御質問ありがとうございます。

まず１点目の部分ですけれども、無料のツールについては、期間的には早速ですが７月から４か月程度できる形で今手続きを進めております。

そのものに関しては、よく聞く一般的なＣｈａｔＧＰＴという、そういったような組み込まれたようなツールになっておりまして、そちらのほうをまず試していきたいと思っております。

あと、各業務でいろんなＧＰＴがある中で業務にそれぞれ得したものがありますけれども、それについては研修の中で実施して、まずこういったものはこういったものに得意なのだよというような、まず意識付け、こちらのほうから進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（上嶋和志）

再質問。金子孝伸議員。

○３番（金子孝伸）

はい、ありがとうございます。

今おっしゃられたような内容になろうかと思うのですが、ぜひちょっと一つの情報として聞いていただきたいのは、先般のアメリカのほうで調査が行われて、ＡＩがこの２年間で普及しているのですけれども、今アメリカで廃業、もしくは仕事なくなっている業態というのが幾つかあるそうです。

当初A I が出てきたときに、人間の仕事を大分とられてしまうというような懸念があつて、A I が悪というような捉え方されていましたが、今アメリカのほうで出ている調査の結果は、弁護士の仕事が減っていると。これはなぜかという、法律という一定の決まったルールの中での仕事ですので、こういった作業にはA I というのは当然向いているのかなと感じています。

ですから、今、僕の質問の中、あと町長の答弁がありました人材不足というものを解決していく中で、どうしてもA I ができない仕事というのは、顔と顔を突き合わせたり、手と手を取り合ったりとか、そういった仕事、ソーシャルワークという部分。人の面倒を見るだとか案内をするだとか、簡単に言うと芝を刈るだとか、ごみを拾うとかそういったものはA I はできませんので、そういった仕事をやはり人間は続けていかなければならない。

そのためにも時間を作るために、そういったA I を活用して定型のそういった行政にとって一番手間のかかるような仕事なのだけれどもA I にやらせるとすごく短時間で終わるというようなものの移行というものはぜひ考えて、今回の調査を含めて考えて検討していただきたいと思います。

あともう1点質問なのですけれども、R P Aの再検討、生成A I の活用、業務効率化という説明いただきました。

確かにR P A、コンピューターを使って自動的に今まで人が何段階も踏んだ仕事を自動化で進めて答えを出すという仕事がパソコン、コンピューターは得意なのですけれども、その中で、町長もお話ありましたけれども、やはり職員、使う側の人たちの考え方一つでそういったし良い仕組みも、良くも悪くも変化してしまうというところがあります。

最近ですとリテラシーという言葉が氾濫するのですけれども、リテラシーの意味としては、日本語で言うと読み書きそろばんという意味です。

基本的には読む、これは何を書いているのかと読み解く、あとは自分で書き示す、それと計算をする。

あとはもっと言うと道徳的な部分、これはいいことなのか悪いことなのか、そういったことも含めてのリテラシーというものが基本にないと当然、悪用もされるのが常ですので、この辺の考え方、先ほど町長からも答弁あったのですけれども、具体的な何かそういったリテラシーについて検討している。

例えば先ほど外部の組織からの人材登用というのもありましたけれども、それが今、活性化起業人で来ている業者にお願いするのか、それともそこはまた別の観点から違う企

業の方、もしくは組織の方にそういったアドバイスをもらうのか、そういったものがもし今時点ははっきりしているのであれば教えていただきたいと思います。

○議長（上嶋和志）

答弁、武者総務課長。

○総務課長（武者正人）

はい。まず、リテラシーという部分で本当に生成A I お話あったとおり、やはり職員がそれぞれ操作の内容を熟知しなくてはいけないという部分だったり、一つ今ほど議員お話ありました道徳的な観点もいろいろ広い分野で研修、認知しなくてはいけない内容だと思っております。

今現在、活性化起業人で来ていただいております方、こちらの方も助言をいただきながら進めていきたいとまず思っているのが一つ。

あともう一つに関しても、今回無料版で活用させてもらう内容、こちら一部業者さんも絡んでおりますので、動画でいろいろそういったような研修材料もあると聞いておりますので、そういったようなものを活用しながら並行していきたいなと思っております。

国のほうも生成A I というものは本当に日進月歩、進化しております、そういった内容をセキュリティーの関係もろもろこれから示されてくると思いますので、そういった情報をつかみながら職員に周知できるような体制を整えていきたいと思っております。

よろしくお願いします。

○議長（上嶋和志）

再質問。金子議員。

○3番（金子孝伸）

最後に教育長、町長にお願いというか、最後にお考えを聞かせていただきたいと思えます。

何せかにせ機械化ですとかシステム、仕組みだとかそういったものを作っても、それを使って運用していくのは人間でございます。

行政の職員の本当に力によるところが本当に大きいところでございます。

これは永続的にやはりいいものは続けていかなければならないし、悪い点があればそれをチェックをして改善していくということが必要になりますが、それも最終的には人が判断をして決定していくことだと思います。

そういう意味では人間の力、リテラシー、最終的な人間の力というものをトップダウン

で決めていただくというか、そういう環境づくりを推進していただくというのは本当に重要となるかと思ひますし、そういう場面にもう来ていると思ひています。

そういう意味では、トップとしてのそういった意気込みというか、お考えを最後に聞かせていただひて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

はい。お答えをしたいと思ひます。

生成A I等の活用については、いろいろ答弁もさせていただきました。

今、金子議員さんがおっしゃるように、当然最後は人間がチェックをして確認をしてというのは、これは行政ではなくて、どこの世界でも多分一緒なのかなと思ひます。

行政の仕事について言うと、仕事は増えることがあっても減ることはないです。

それで職員も、ちょっと言い方悪いですが、やはり目先の仕事に追われて当然それもきちんと対応していかなければならないのですけれども、そういう仕事に追われて本来じっくりと自分で考えて、法令の解釈を自分で考えてみたりだとか、政策をじっくり考えるという時間がなかなか正直とれないというのが今の行政の運営の中の実態であると思ひます。

そういった中でこういう技術を活用しながら、自分の仕事の振り向けるところを変えていくというのが、当然このA Iとかそういうものを活用して進めていく一番大きなことだと思ひます。

そういった意味で、この生成A Iを試してみる、いろんなこの技術等について実際体験をして使ってみるというのは非常に大事なことだと思ひております。それと併せて、今総務課長も申し上げたとおり、研修の機会も非常に重要であると思ひておりますので、しっかりと職員研修なりの形を一生懸命とて、おかげさまで職員の自主研修グループでもこういうのを取り上げて一生懸命やっいてこうという動きももちろんありますので、こういったものも含めながら、研修をしっかりとやっいていけるような体制づくり、場合によっては当然お金も必要な場合は、これをしっかりと予算も付けながら取り組んでいく必要があると思ひているところでございます。そういった意味でしっかりと取り組んでまいります。

それから部活の地域移行の関係、いろいろ議論をいただきました。

やはりこういうのを進めていく中でやはり人というのですか、それを中心になって進めていく人の役割は非常に大きいと思ひます。それと併せて当然お金の問題もあります。

なかなか今、試行錯誤をしながら進めている期間ですので、いろんな課題、時にはいろんな問題も起こっていると思います。

私も子育ての経験の中で、子供たちの部活の関係で先生方との関わり、それからそれを手助けする後援会という組織が多分今でもあると思います。

そういった中で、先生たちの思いも多分いろんなことがあるのでしょうけれども、そういった全体的な調整をしながら、一番はそういう形で持続していける、子供が少なくなっている中で鹿追だけでできない、近隣のところと協力をしてやっていくというスポーツも今どんどん増えていますので、当然そうなる足の問題だとかいろんなこともあります。

それについてはできる限り教育委員会のほうといろいろ相談をしながら、町としてもできる対応、これをしっかりしていく必要があると思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（上嶋和志）

答弁、渡辺教育長。

○教育長（渡辺雅人）

A I に関してということでお話をさせていただきます。

生成A I の関係については先ほど町長や総務課長が答弁を差し上げているとおりであります。国においても教育の現場においても、文科省のほうでもこれからの深い学びに進めていくに当たっては、この生成A I というのは積極的に活用していくものというふうな、そういった見解も出ております。

ただ、先ほど来お話のあるとおりその活用方法や仕組みについてはしっかり理解をした上で、使えるところと使えないところというのは人間が判別していくというようなことだと思いますので、今後も、そういった考えのもとに研修等も行いながらA I の活用についてしっかりと検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○3番（金子孝伸）

ありがとうございます。

○議長（上嶋和志）

これで金子孝伸議員の質問を終わります。

一般質問を続けます。

8番、狩野正雄議員。

○ 8 番（狩野正雄）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

標題は、合同納骨墓についてでございます。

少子高齢化、核家族化、過疎化が進む中でお墓に対する意識の変化があります。お墓を継承管理する者が不在となったり、あとの人に負担をかけたくないなどいろいろな理由により、終活として墓じまいする人もいます。

町民からも合同納骨墓の整備を求める声があります。

墓の維持、管理だけでなく墓じまいや寺院への納骨ができずにいる人など、様々な状況や環境で不安を抱えている人がいます。

この件については2019年（平成31年）3月の一般質問でも取り上げておりますが、6年が経過した中で現在のニーズはどうか。既に管内では帯広市が整備されております。

そこで、合同納骨墓に対する町民アンケートを実施して、ニーズを調査する考えはということでございます。

以上です。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

狩野議員からは、「合同納骨墓について」と題しまして、御質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、近年、少子高齢化や核家族化などの進行により、お墓を取り巻く環境は変化しております。承継も含め「お墓の維持管理が困難な状況にある人」、「経済的理由等により墓じまいする人」、「お墓の建立やお寺へ納骨ができないまま、自宅にお骨を保管している人」など、そのような状況を解決する方法の一つとして「合同納骨塚（墓）」を設置する市町村があります。

合同納骨塚は、遺骨を地下空間にまとめて納めるもので、骨つぼで納める納骨堂などより場所を取らず多くの遺骨を収容できるものですが、一旦納骨すると二度と取り出すことができない場合が多いものとなっております。

平成31年（2019年）3月定例会におきまして、「合同納骨塚（墓）の整備について」と題しまして同様の御質問をいただいております。その後も「まちなか会議」や「やまびこ

メール」などでも数件、御意見をいただいているところであります。

また、新聞では、地域によっては想定を越す需要がある一方で、寺側の檀家を失う懸念や民業圧迫を懸念しているとの報道もあり、「合同墓の整備に悩む自治体」と題された記事も目にしたところであります。

このため、令和4年度（2022年度）におきまして町内の6寺院に合同納骨塚（墓）を設置した場合の対応について聞き取りを行っており、「檀家のみ対応可能である」、「檀家以外でも相談に応じる」、「所定の手続きにより宗教宗派は問わず合葬可能」という、それぞれの寺院によって相違のある回答でありました。

現在、十勝管内で合同納骨塚（墓）を設置しているのは帯広市、音更町、池田町、陸別町であり来年度には芽室町が供用開始予定となっております。

先ほども申し上げましたが、合同納骨塚（墓）を設置する上での課題は、一度遺骨を納骨すると、他の遺骨と混在するため、埋蔵後には、お骨を返還できないなど制度について親族に十分な同意を得ることが大切ではないかと思っています。

町民アンケートにつきましては、以上もことも踏まえた上で、調査の内容、方法等について検討させていただいて、意向の調査は実施すべきと思っておりますのでお時間をいただければと思っております。

今後も、他自治体の状況や、町内寺院等の意向の確認と宗教的観点からさらに研究を進めてまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（上嶋和志）

再質問ありますか。8番、狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

町長の答弁で、町民アンケートを実施する。そういう検討している。

これはよろしくをお願いします。

それで、その前にこの前回の質問の後、6の寺院に設置した場合の対応について聞き取りをして、こういうことを今日初めて知りました。

檀家のみに対応、檀家以外でも相談に応じ、所定の手続きにより宗派を問わず合同合葬可能。それぞれの寺院の皆さんがこういう判断をいただいていることは、やはり5年前に調査しているなら、こういうことが回答でありましたということを、町民に知らせるべきではないかと思いますが、これを何かの機会に発表したのですか。

大分前になるか分からないかな。その辺をお聞きします。

○議長（上嶋和志）

答弁、大上町民課長。

○町民課長（大上朋亮）

はい。お答えさせていただきます。

調査の内容につきましては、お知らせはしていなかったという事実でございますので、今後その辺も踏まえまして、対応等検討させていただきたいと思います。

○議長（上嶋和志）

8番、狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

是非こういうですね。

読経会（どきょうえ）の皆さんも、大変心配しておられるというのが伝わってくるのです。

だから、そういった意見交換をしながら、住民の意見もありますよということを伝えていくようにこれからお願いします。

それと、ここにありましたように墓じまいをすることは民業圧迫というふうには思わないです。

いろんな事情で、いろんなことをこれからの子や孫に問題というか、負担をかけたくないというそういう人の心なのです。

これから先、誰が守るかも不安だということもあるかもしれませんが、やはりそういう慰霊をするという意味は、やはり微妙な問題ですけども、民業圧迫になるということは何か違うのではないかと私は思います。そういうことを感じました。

それで、一つ提案というか、考えてほしいということなのですが、身内が亡くなると死亡に伴ういろんな手続があります。

お悔やみに関する手続きは多岐にわたります。

人によっては、30種類程度の手続が必要になってくる。

手続きのほうやそれをそろえる書類、持ち物、どれも期限があって、大変、あとの人の遺族は苦勞されるわけです。

例えば預貯金なんかですと、それを解約するためには、親戚縁者といいますか兄弟というか、そういう人の一人一人の実印、印鑑証明をとって、戸籍謄本にそういったかたちで

提出しなければならないという法律になって、大変な苦勞する。

また、農地や土地、宅地、いろんなものの変更手続もあります。

また、保険とか、いろんなものを生前持っていたものを変更しなければならない。解約しなくてはならない。

それぞれに、そういう手続きのルールがあります。

遠くに住んでいる人が印鑑証明を送ってと言っても、大変な苦勞するものです。

ですから、そこで考えて、終活ハンドブックといいますか、お悔やみハンドブックといいますか、そういうものを検討してもらえないか。

新聞の記事でも読んだのですが、帯広市がお悔やみハンドブックというのを発行したそうです。死亡時の手続きに葬儀社を通じて遺族に配付されるそうです。

それから、元気なときには、終活のためのハンドブックもある。

このような事例を、ぜひ参考にして町としても、そういった高齢になって、どうしたらいいかという不安を抱えている人たちの遺族の負担を少しでも軽減できるような方法を考えませんか。

町長いかがですか。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

はい。前段の話もありましたのでそれも合わせてお答えを申し上げますが、まず令和4年（2022年）に実施した寺院アンケートについて、確かに全体的に周知はしていなかったかと思います。

ただ、こういったやまびこメールだとかそれから窓口のお問合せも多分数件あったというふうに私もちょっと聞いている部分では数件ありまして、その際には、町内の寺院のほうは、こういうお考えのところもありますよという情報は多分、その際にお話をさせていただいていると思います。

なかなかこれ全体的にどこのお寺さんが受けてくれるとかというの、周知はなかなかこれ難しいなという話をちょっとした記憶もございます。

ただ、全体的な状況として、令和4年（2022年）に聞いた内容ですので、それから多少月日も経っておりますので、世の中もいろいろ変わってきております。

これについてもまたお話を伺うことは、町としてもいいのかなと思っております。

それからちょっと誤解してほしくないのは、墓じまいを民業圧迫と私たちが言っているわけではなくて、そういった新聞報道があったり、それから寺院側のほうでも、これは行政がやるべき問題ではないのではないかという考えを持っている人も、当時の調査では、実際ありましたので、これはそういったやはり町内の寺院の皆様の御意見もしっかりとお伺いをした上で考えていく事柄ではないかと思っております。

狩野議員さんもおっしゃっていましたが、人が亡くなって、様々な手続き、相続も含めて、それは身内の方々が亡くなったときに、御家族として対応された方もたくさんいらっしゃると思いますので、これはやはりなかなか大変なことではないかなと思っております。

それで、ハンドブックの関係でありますけれども、町のほうでは窓口にお越しいただいた際に、これこれこういった手続きがありますよという簡単なものは用意させていただいておりますが、ハンドブックというふうに言えるまでのものは多分、私はないのかなと思っておりますので、ある程度、いろんなことを取りまとめたものはもちろんあってもいいかなと思っておりますので、これについてはいろいろほかの自治体の事例もありますので、そういったものを参考にしながら、これはぜひ整備をしていく必要があると思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（上嶋和志）

再質問ありますか。8番、狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

調査のほうよろしく願いしまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（上嶋和志）

これで狩野正雄議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時15分とします。

休憩 11時02分

再開 11時15分

○議長（上嶋和志）

一般質問を続けます。

1番、佐々木康人議員。

○1番（佐々木康人）

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

標題は、5月10日に発生した断水事故の状況と将来的な断水等リスクへの対応でございます。

要旨、5月10日、町内の上幌内地域、幌内地域、西笹川地域において約4日間にわたる断水事故が発生しました。この断水により、生活水の確保や農家地区の農業、とりわけ酪農家へ大きな影響を及ぼしました。

この断水の原因と対応及び今後の対策についてお聞きします。

また、最近では十勝沖を震源とする地震が頻繁におき、十勝全域にわたる大規模な地震災害が懸念されます。2018年9月6日の胆振東部地震に伴う、北海道エリアにおける日本で初めてとなる大規模停電(ブラックアウト)については記憶に新しいところであります。

将来的にこういった大規模停電や断水を想定して町ではこういった対応を行なっているのかお聞きします。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長

○町長（喜井知己）

佐々木議員からは、「5月10日に発生した断水事故の状況と将来的な断水等リスクへの対応」と題しまして、2点御質問をいただきましたので、順次お答えさせていただきます。

1点目の「5月10日に発生した断水の原因と対応及び今後の対策について」についてお答えいたします。この度の断水事故につきましては、上幌内地域、幌内地域、西笹川地域において5月10日午前1時頃に確認されました。全戸の復旧が完了したのが13日の午後4時頃でありました。約87時間にわたり地域109世帯、261人の皆様方の生活や営農活動に大きく支障をきたす結果となってしまいました。長時間にわたり御迷惑をおかけしましたことに、改めてお詫び申し上げるところです。

原因でありますけれども、担当職員の導水ポンプ操作の不備、誤りと警報装置が正常に作動しなかったことが重なり、貯水池の水が空になったことによるものであります。この断水発生後は、ただちに貯水池へ消防水槽車及び散水車にて送水を行い、水道管路に水を送る作業を開始すると同時に該当地域の住民への飲料水、あるいは生活水の供給と酪農家への牛の飲み水の対応と防災無線により町民の方々へ随時周知も行ったところ です。

今後の対策としましては、このような人的ミスということですので、人的ミスが二度と起こらないよう、操作手順の再確認、チェック体制の強化、担当職員への教育と訓練等を確実に 行い、併せて他の水道施設の警報装置等の再点検を行ってまいります。

次に２点目の「大規模停電や断水を想定して町ではこういった対応を行っているのか」についてお答えいたします。

「大規模停電の対応」についてであります。議員発言のとおり 2018 年（平成 30 年）9 月 6 日に発生した北海道胆振東部地震に伴う北海道全域に及ぶブラックアウトは記憶に新しいところです。

鹿追町においても約 2 日間に及ぶ停電となりましたが、役場庁舎に設置している発電機の稼働によって、町民の皆様は携帯電話やタブレットの充電、あるいは炊飯器を持ってこられての使用等の電気供給サービスを行い、多数の町民の方々に利用をいただいたところです。また、令和 2 年度（2020 年度）に役場周辺公共施設を自前の電柱と電線で各施設を結ぶ「自営線ネットワーク」いわゆるマイクログリッドと呼ばれるものですが、この整備を行っており、万が一、大規模停電が発生した場合でも、この公共施設のネットワーク内の指定された施設へ蓄電池から電力が供給されるため、一定期間ではありますが施設の機能を停止せずに業務を継続することが可能となっております。

また、外部給電器 V 2 L（Vehicle to Load）設備と付属品を 7 セット購入しており、平常時にはイベント等でも利用しておりますが、公用車ミライ（電源供給車両）を活用し、公民館や公共施設等で災害時の電力供給を可能にする設備も整えているところであります。

今後も、想定される大規模災害に対して、町として最大限対応できるよう取り組んで参りますので、御理解と御協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（上嶋和志）

再質問、佐々木康人議員。

○1 番（佐々木康人）

はい。断水の発生以来、その情報については、町のウェブサイト、ミジカ、あるいは行政無線等で私の知る限りは 4 度ほどの発生状況等、情報提供ございました。

飲料水、あるいは生活用水等の供給、できる限りの対策を民間の関係団体、会社を含めて、行政も含めて、対応いただいたというふうに認識しているところでございます。

この断水をしていた被害地域、3 地域、109 世帯 261 人の方々にこの断水の原因とそれから再発防止策等についての情報提供というのはされているのかどうかお聞きいたします。

○議長（上嶋和志）

答弁を求めます。高橋建設水道課長。

○建設水道課長（高橋龍也）

はい。お答えさせていただきます。

各地域に、6月1日に地域マネージャーのほうで行政区に伺った際に、全ての地区ではございませんが、メインとなりました上幌内地区につきましては、地域マネージャーを通じ、原因と対策については、御回答、御説明させていただいたところでございます。

ほかの地区につきましては、一部説明が足りない部分がございますので、後ほどといいますか、次の機会にしっかりと丁寧に御説明させていただきたいと考えているところでございます。

○議長（上嶋和志）

再質問。佐々木康人議員。

○1番（佐々木康人）

よろしくお願いします。

次に断水ですけれども、大規模な災害に伴って、水道施設の被害というのも想定されます。

昨年、能登半島の地震、2024年（令和6年）1月に発生した地震による水道施設の大きな被害というのも、長期にわたる断水がありまして、非常に住民生活に大きな影響を及ぼして、水道の震災対策の必要性というのが非常に浮き彫りになったのかなと思います。

今回の答弁書を見ましたけれども、停電対策については当然、先のブラックアウトを教訓にかなりされているところはあるのですけれども、断水に対する対応、答弁にはありませんのでいま一つ、お答えいただきたいと思います。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをしたいと思います。

断水の対応でありますけれども、現実問題として、今の水道施設の、例えば古い管路を更新していく。機器等をきちんと整備をしていくという対応は当然、順次進めていかなければなりません。そういった大変大きな災害を想定して、この水道施設をその代わりになるようなものを準備するというのは、これなかなか正直難しいことではないかなと思っている次第であります。

とくに、この今回の地域もそうですけれども、町内全域に大規模な酪農家のいるわけで、あります。生活用水、それから営農用水も含めてこれらの万が一、大きな災害があったときの対応というのは非常に難しい面があるなと思っております。

一部、地下水を利用されていたりという方もいらっしゃいますけれども、それが全ての方がそうできるわけではありませんので、まずはこの今の水道施設をしっかりと点検をして、今回あったような事故が起こらないように、そういったことをしっかりとやっていくのが先決ではないかと思っている次第であります。非常に難しい課題だなと思っております。

○議長（上嶋和志）

再質問。佐々木康人議員。

○1 番（佐々木康人）

はい。実は私も質問をしていて、大規模なそういった災害に伴う水の確保はすごく難しいけれども、万が一、本当にあったときにどうするのだろうというような気持ちでちょっと質問させていただいております。難しいのは非常に分かっております。

ただ、やはり想定はしなくてはならないのかなと思いますので、防災担当の方を含めて、そういったことも万が一あるぞというような意識の中で、対策といいますか、計画というか、進めていただきたいと思うところであります。

以上です。

○議長（上嶋和志）

これで、佐々木康人議員の質問を終わります。

一般質問を続けます。

5 番、山口優子議員。

○5 番（山口優子）

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

男女共同参画社会の推進について。

御答弁は町長にお願いいたします。

1、鹿追町における男女共同参画の現状と課題について。

町の政策や計画において、男女共同参画の視点がどのように位置づけられているのか、また具体的な取組状況と現状の課題について伺います。

2、女性管理職比率の現状と課題について

鹿追町は管理職における女性比率 30%を目指しておりますが、一般行政職の現在の比率はそれには大きく届いていないのが現状です。この現状をどう受け止めていらっしゃるのか、女性職員の管理職登用を進めるために、町としてどのような目標設定や人材育成を行っていくのでしょうか。

町長の認識と原因分析を伺います。

3、今後の改善に向けた取り組みについて

女性管理職の登用を進めるための育成支援や人事制度の見直しなど、具体的にどのような方針で取り組んでいくのか。

制度面、意識面の両面からの今後の改善策について具体的にお聞きします。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

山口議員からは、「男女共同参画社会の推進について」と題しまして、3点の御質問いただきましたので、順次お答えさせていただきます。

男女共同参画の推進につきましては、「男女共同参画社会基本法」が施行され 25 年以上が経過しております。その間、男女の固定的な役割分担意識の解消やそこから生まれる暴力の根絶、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭との調和）の推進、家庭や学校、職場、地域などでの男女共同参画の促進など、様々な取り組みが進められております。

本町においても、町民参加のまちづくりを進める中で、町民が男女を問わず積極的にまちづくりに参加できるよう、様々な分野で活躍できる環境づくりに努めているところであります。

1 点目の「男女共同参画の視点を政策や計画にどう位置づけているか、具体的な取り組み内容、現状の課題は」についてお答えします。

政策や計画への位置づけにつきましては、第 7 期総合計画において「男女共同参画への理解や意識の醸成」、「あらゆる分野における男女共同参画の推進」として、男女共同参画への理解促進のための学習機会の提供や行政委員会などへの女性の登用・参画等を明記しております。

また、教育大綱におきましても「現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進」として、男女共同参画社会の形成の促進による学習機会の充実を明記されているところであります。

次に、具体的な取り組み内容と現状の課題につきましては、内閣府が設けている男女共同参画週間（毎年 6 月 23 日～29 日）における男女共同参画に関するパネルの展示、講師を招聘しての講演会と意見交換の開催、広報しかおいによる特集ページの掲載など、様々な視点から男女共同参画についての理解、促進を深めているところであります。

しかしながら、行政委員会への女性の登用人数や意思決定の場における女性の参画などは依然として少ない状況であると認識をしています。

引き続き、各委員会などへの女性の登用や各種機会での女性の参画について推進を図ってまいります。

次に2点目の、「女性管理職比率の現状と課題」についてお答えします。

鹿追町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画につきましては、平成28年度（2016年度）から令和2年度（2020年度）までの前期計画に続き、令和3年度（2021年度）からの後期計画において取り組み内容の体系的整理や数値目標の具体化など、より実効性のある行動計画としました。

後期計画では、「職業生活に関する機会の提供関係」と「職業生活と家庭生活の両立に資する勤務環境の整備関係」という2つの柱としたことにより、課題毎の施策展開をより明確化しました。

「職業生活に関する機会の提供関係」につきましては、前期計画では、「管理的地位にある職員に占める女性割合」については「国の目標に向けた登用の推進目標（30%）」として具体的な数値を設定しておりませんでした。後期計画では、「平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）の3年平均値9.3%を各年度で上回り、最終目標値15%以上」と具体的に設定し、昨年度15.4%、本年度直近では16.0%となっております。

課長補佐職が減少したことによる構成比の変化が増加の主な要因と考えております。

また、「係長職にある職員に占める女性割合」は「平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）の3年平均値36.7%を各年度で上回り、最終目標値40%以上」と設定し、昨年度35.8%、本年度直近では31.5%となっております。

定年延長制度に伴う役職定年の導入によって、管理職を退いた職員が係長職として勤務を継続する事例が増加したことで、構成比に影響を与えたものと考えております。

これらは制度的な変化に伴う一時的な構成変化によるものと考えており、今後は、中長期的な人材構成などの再設計を促す契機として捉え、制度改正に柔軟に対応しながら、引き続き、性別に関わりなく職員が能力と適性を最大限に発揮できる職場環境の整備に取り組むとともに、適材適所の人材配置や職員研修の充実を通じて、意欲と能力のある女性職員の登用を推進していきたいと考えております。

2つ目の柱である「職業生活と家庭生活の両立に資する勤務環境の整備」につきましては、誰もが安心して働き続けることができる職場環境を実現するため、引き続き、重要な

課題であると認識しております。

これまでも前期・後期の特定事業主行動計画に基づき、出産や育児、介護等と仕事の両立を支援する取り組みを推進しており、後期計画においては、「令和7年度（2025年度）までに、男性職員の1週間以上の育児休業取得率を85%以上」と設定し、令和5年度（2023年度）50%、昨年度取得事例はありませんでした。

「男性職員の配偶者出産休暇取得率」については「平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）の3年平均値72.3%を各年度で上回り、最終目標値100%」とし、令和5年度（2023年度）16.7%、昨年度50%となっているところです。

また、「令和7年度（2025年度）までに、男性職員の育児参加休暇取得率を25%以上」については、令和4年度（2022年度）に16.7%でしたが、令和5年度（2023年度）以降は取得事例がありませんでした。

3点目の、「今後の改善に向けた取り組み」についてお答えします。

こうした現状を踏まえ、今後は男性職員の家庭参加を促すことで、男女を問わず全ての職員が仕事と家庭の両立を図りながら、安心して働き続けられる環境づくりに取り組むとともに、職員が意欲を持って能力を発揮し、継続的に職務に取り組める職場環境の実現に向けて、女性の登用と働きやすい組織づくりの両面から、職場風土の醸成に努めていきたいと考えております。

また、少子高齢化が進展し、人口減少が加速する中、全ての職員が長期的に働き続けられる職場環境は、今後の持続可能な行政運営において非常に重要な要素となっております。

育児だけでなく介護との両立支援制度の活用を促進し、職員一人ひとりがそれぞれの家庭環境や生活状況に応じて働ける環境の構築が必要と考えます。

こうした取り組みを通じて、全ての職員が安心して働き続けられる職場環境の整備と、職員の能力を十分に発揮できる組織づくりに引き続き努めてまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（上嶋和志）

再質問ありますか。山口優子議員。

○5番（山口優子）

御答弁ありがとうございました。

私は、男女共同参画の推進は鹿追町の活性化に不可欠な視点であると考えております。

まちづくりを男性だけで進めるのではなく、女性も共に取り組むことで、より多様な視

点と創造性が生まれ、まちの発展につながることは明らかなからです。

鹿追町の第7期総合計画では、男女共同参画の推進は46の施策のうちの一つとされていますが、私はこれは全ての分野に横断的に関わる基盤的な政策課題であると認識しています。

にもかかわらず、その取り組みは進んでおらず、政策上の優先順位が低く見られていることがあるのではないかと思います。

しかし、人口減少、少子高齢化、産業の担い手不足といった政策上の重要課題にこそ、男女双方の視点を生かすことで解決の糸口が見えてくると考えています。

民間においても女性の参画によって経営の生産性が向上するといった事例は大変多く、これは行政組織においても同様です。鹿追町役場においても、意思決定の場に多様な視点が反映されるよう、女性管理職の登用が不可欠であると申し上げます。

町長からは、以前、私が一般質問をさせていただいた際にも、ワーク・ライフ・バランスや家庭の事情を踏まえて、適材適所での人員配置に努めているというような御発言があったかと記憶しております。

行政において女性管理職が少ない背景として、本人の昇進意欲がない、本人が昇進を希望しないといったような見方がしばしばありますが、これは必ずしも個人の意欲や能力の問題ではなく、働きづらさを生む社会制度や職場環境の問題であることに目を向ける必要があると思います。

例えば、身近にロールモデルがない、自身の能力に対する自己評価が低いといった要因のほか、最も大きな理由としては家庭生活との両立への不安が挙げられます。

これは、家事、育児、介護などの無償労働が歴史的に女性に偏って担わされてきたことによるものです。

また、これは国の制度になりますけれども、所得税の配偶者控除や年金制度の第3号被保険者制度など、こういった税制や社会保障制度などの女性の就業継続や昇進意欲を妨げる仕組みや社会制度が依然として存在し、それらは見直されるべきだと私は考えております。

女性職員が自信を持ち活躍できるようにするためには、実践的な経験と研修の機会が不可欠です。全職員を対象にしたリーダー研修や管理職研修を積極的に実施し、管理職への道を開くべきです。管理職に女性が増えることで、町全体にも大きな利益がもたらされます。

男女共同参画の推進は、国や社会全体の課題であると同時に、自治体であるし、鹿追町役場が率先して取り組むべき重要な課題であると思います。

先ほどの御答弁では、鹿追町の女性管理職比率は16%であるというような御答弁でしたが、一方で、内閣府が公表している鹿追町の女性管理職比率は4.2%とされています。

女性管理職の役場における比率は国が集計してまとめて、それで内閣府のホームページに公表しております。そして、ランキング化しています。その中では鹿追町は4.2%ということになっております。

この差異は、データの集計対象に起因するものであり、内閣府の統計では、全国の自治体を同一基準で比較するために、専門職を除いた一般行政職のみを対象として算出されているからです。

具体的には病院、こども園ですとかそういう看護師さん、保健師さん、保育士さんなどといった専門職の役場職員を持っている町とそうでない町では、横並びに一律の基準で比較することができないので、それらの専門職の方を除いた一般行政職のみを対象とした基準で出されています。

したがって、国の示す全国的な水準と比較する場合には、鹿追町の実際の女性管理職比率は16%ではなく、4.2%であると捉えるのが適切であると考えられます。

この数値は、内閣府が掲げる目標値30%に対して大きく乖離している現状を示しています。

国の基準に照らして、具体的に人数に落とし込みます。管理職24人中女性1人などで4.2%となっておりますので、目標の30%になるには一般行政職での女性管理職は7人、目標7人に対して実際は1人ということです。

鹿追町のホームページから拾った数字になりますが、過去10年間で16%から12.9%、これは、ホームページがまだ12.9%の数字の2023年（令和5年）までしか載っていないからそういうことになっておりますがそういうふうには減少しております。

そして国が公表する統一基準によるデータにおいては、同じ期間に4.8%から4.2%へと低下しており、いずれの数値においても、横ばい、または減少傾向となっております、女性管理職の登用が進んでいないという現状です。

ほかの自治体がこの数値の割合を上げていっているのでも鹿追町のランキングはどんどん毎年下がっていています。

町としてこの 10 年間に於いて女性職員の雇用促進に向けた取り組みを行ってこられたこととは思いますが、数字としてはその成果が十分に表れていないということです。

この現状をどのように受け止め、今後どのように改善を図っていかれるおつもりなのか、お考えをお伺いします。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

はい。お答えをいたします。

内閣府の公表の数値等々、私はよく状況等は承知をしていないところではありますが、いずれにしても、一定のルールのもとにこの比率が公表されているということですから、職員、とりわけ女性職員の管理職等への登用については、これは十分進めていくということには変わりはありません。

ただ先ほど来いろいろお話ししておりますけれども、職場環境のこと、あるいはいわゆるワーク・ライフ・バランスのこと、これは男性職員ももちろんですけども、女性職員については特にこのワーク・ライフ・バランスというのは、配慮をしていかななくてはならない大きな部分だと思っているところであります。

そういったことも含めて、これからいろいろ人事の中で、そういったことも考慮しながら、意欲とそれから能力のある女性職員については、しっかりと、そういう立場でいきなり管理職というわけにいきませんから、係長職等々の経験を積みながらということになるのではないかと思います。

専門職はどうしても、この保育の現場、あるいは病院、それから保健師等々ということで女性はもちろん多いですけども、そういった中で逆に男性の職員も少しずついるということで、この男女共同参画の推進についてはしっかりと進めていくということには私も異論はございませんので、この職場の職員構成の中でなかなか当然難しい面もありますけども、そういったことも考慮しながら、ただ、あまり重い仕事を持っていただくとなかなかこれは男女問わずですが、こういった難しい時代でありますので、そういったことも十分考えながら、進めていきたいと思っております。

あと年金税制等々の話も、山口議員さんからお話がありましたけども、これは女性が社会にどんどん出ていくことについては私は全く異論はありませんけれども、女性がみんなそうではないということも申し上げておきたいと思っております。

しっかりと家庭を守っていくというのも、これは女性に限ったことではありませんが、それも一つの大事なお仕事ということも私は常にそういうことも思いながら、女性の中でもいろんな考えがあるのは、外でなくて違う面で活躍をしたいという女性もたくさんいらっしゃるわけですから、そういった多様な女性の考え方をきちんと支援していける社会でなければならないのではないかとということを最後に申し上げてと思います。

○議長（上嶋和志）

再質問ありますか。山口優子議員。

○5番（山口優子）

はい。個々の御希望もちろんそれは十分に考慮した上での人事配置で、適材適所という言葉は人材配置の基本としてよく用いられています。私もその考え方に全く異論はございませんけれども、適材適所の結果が役場の女性管理職4%というのは、それは本当に適材適所を見極めた結果なのかというところには疑問があります。

結果として、現在女性が管理職に1人しか雇用されていないという状況を適材適所を考慮した能力の結果の差だというふうに御説明されるというのは、組織としての雇用の在り方にどこか構造的な問題があるのではないかとということです。

これは鹿追町役場だけに限った話ではございませんけれども、全国の役場組織ではそういう傾向として、窓口の業務は女性が多く担っていて、政策に関わる課への異動が少ないまま定年を迎えてしまうというようなことが挙げられます。

役場という行政の中核を担う組織が多様な視点が視点を持つこと、これは必ずよい政策判断にもつながっていくと思います。

現在、女性管理職0人から1人、2人といったような状況が長年続いております。

一方で全体の職員に占める女性職員の割合は40%程度であるということを踏まえれば、一定程度の女性職員が在籍しながら、その中から管理職に登用される割合が極端に低いというのは、単に適材適所で適材がいなかったということではないのではないかと思います。

もちろんそういうふうに国も思っているからこそ、目標を掲げて積極的に登用しましょうということになっています。

先ほど町長からワーク・ライフ・バランスを考慮して、御本人の希望も聞いてというお話でしたけれども、実際に管理職候補者をリストアップして、その中から打診したけれども、断られてしまう状況が多く続いているというような現状はあるのでしょうか。

お伺いします。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

はい、例えば管理職に登用するときに、全員に聞いているということではありません。

いろんな、職員の状況だとかを考慮し、最終的に意思を確認することも、場合によってはありますけども、全員にどうすると聞いているわけではありません。

それで、現実的に数字がそうなっていることは事実でありますから、そういう専門職の分野では管理職もいるというのが実態であります。

一般行政の部門で少ないというのが事実でありますので、これはこれから数字はしっかりと向上させるという取り組みは必要だというふうには認識をしております。

なかなか何て言ったらいいのか。これ男女問わず、なかなか難しい時代になってきています。

そういったことも考慮しながら、当然、実力のある、そして、やる気のある職員の登用については、今後十分、配慮して進めていきたいということで御理解をいただければと思います。

○議長（上嶋和志）

間もなく 12 時となりますが、一般質問を続けます。

山口優子議員。

○5 番（山口優子）

はい。御本人の意欲が高まってくるのを待つみたいなそういう感じではなくて、今いる女性職員の中に既に十分な能力と意欲を持っている方というのは必ずいるはずです。

そういった方々を見つけ出して、背中を押してあげることが、今まさに町長に求められているリーダーシップではないかと思います。

管理職に女性が増えることで、業務の効率化、組織の活性化が期待され、それは町全体にも大きな利益がもたらされることになります。

経験の機会がなければ能力は育ちません。自信や昇進への意欲も芽生えません。

現状を変えようとするのであれば、従来どおり同じ取り組みを続けていくというのではなく、新たな行動を求められます。

そこで、提案します。

この課題に対して女性職員の皆様によるワーキンググループを組織し、当事者としての

意見をもらいながら取り組んでいただくというのはいかがでしょうか。

女性職員の管理職登用の課題について、現場の声を的確に反映され、より実効性のある施策を検討するためにも、現在係長職に就いておられる女性職員の方々を中心にしたワーキンググループを設置して、日々の業務の中で感じている課題ですとか、御自身の経験に基づく意見を伺いながら、この課題に取り組んでいただくということを検討されてはいかがでしょうか。

女性自身が参加する形で制度や環境の改善に関与することで、当事者意識を持って前向きに取り組む土俵が生まれるとともに、組織全体の意識改革にもつながると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

はい。決して本町の職員、女性職員が力や能力がないというふうに私も認識をしておりますが、それを後押しすることが必要だというのはおっしゃるとおりだと思っております。

これをしっかりと女性について仕事だとかそういうこともしっかりと見極めながら、いろんな人事配置について、考えていくというのは当然必要なことだと思っております。

今御提案の女性職員のワーキンググループ等についてでありますけれども、形はどうするかは別にして、女性職員として働いている方々の考え方について、いろいろ意見を吸い上げるというのは、当然、大切なことだと思いますので、それについては、こういった方法でやるかも含めて考えて、できる限り早い時期に実行していきたいと思っております。

○議長（上嶋和志）

再質問。山口優子議員。

○5番（山口優子）

はい。

ありがとうございます。

では、最後になりますけれども毎年開催されている男女共同参画社会推進セミナー、これは私も毎年出席させていただいておりますし、町長も出席していただいております。こういうセミナーに町長自ら来ていただけるというのはすばらしいことだなと感じております。

講師の方々の御講演の内容も非常にすばらしくて、大変質の高い学びの場となっております。

す。

今年も9月に男女共同参画社会推進セミナーが予定をされています。

しかしながら、参加者が限られているというような現状は非常にもったいないなと感じております。

より多くの町民の方に関心を持っていただいて参加していただけるように、広報の工夫ですとか周知方法の見直しなど、参加者を増やすための促進、参加者促進に向けた取り組みをぜひ、強化していただきたいとお願い申し上げまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

はい。男女共同参画セミナー、私も都合がつけば、できるだけ参加をしていろいろな話を聞いておこうということで、できる限り参加をしているところであります。

本当にいろんな方来ていただいていますので、できる限りたくさんの方に参加をしていただけるような、この周知等についてはしっかりと行っていきたいと思います。

あんまり言うとながら男女共同参画にあんまり積極的でないというふうに思われるので、あんまりこれ以上言わないようにしますが、なんていうのでしょうか。多様な考え方を認める社会でなければならないと思う。

さっきも申し上げましたとおり、女性もいろんな考え方、男性もちろんそうですね。何か必ずこっちでなくてはいけないというような押しつけは私はよくないなと思っていて、女性が活躍できる環境を整えていくというのは、この行政、社会で必要ですけれども、でもこうじゃないから駄目だというような方向には、私はいつも違和感を持っているということで質問されてない余計なことをお答えしましたけども、そういったことで、ただ、私がこういう立場で仕事をさせていただいていますので、自分の職場もちろんですけども、社会全体で女性がもっともっと活躍できるような取り組みを進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○5番（山口優子）

ありがとうございました。

○議長（上嶋和志）

これで、山口優子議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 12 時 05 分